

●香川県教育委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）第6条第2項の規定に基づき、平成23年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月20日

香 川 県 教 育 委 員 会

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県立体育館 香川県立武道館	四電工・シンコースポーツグループ 代表 株式会社四電工 シンコースポーツ株式会社 高松市松島町1丁目11番22号	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで
香川県立丸亀競技場	四電工グループ 代表 株式会社四電工 シンコースポーツ株式会社 長谷川体育施設株式会社 太平ビルサービス株式会社 高松市松島町1丁目11番22号	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで